

2023年4月1日

一般財団法人日本要員認証協会  
マネジメントシステム審査員評価登録センター (JRCA)

**ISO/IEC27001:2013 (JIS Q 27001:2014) 対応の研修コースを  
修了された方の新規/資格拡大登録のご申請について  
(ISMS審査員補・ISMS内部監査員・ISMS管理技術者)**

2022年10月25日にISO/IEC27001:2013が改訂され、ISO/IEC27001:2022(以下、新規格という)が発行されましたので、ISO/IEC27001:2013 (JIS Q 27001:2014) (以下、旧規格という) 対応の研修コースを修了された方の新規登録申請、資格拡大登録申請についてご案内いたします。

**1. ISMS審査員補に新規又は資格拡大登録される方**

表1

	2025年10月31日までの ご申請	2025年11月1日以降の ご申請
旧規格対応のISMS審査員研修コースの 修了証発行日から5年以内の申請の場合	<b>【A】</b> 1.(1)に従って ご申請ください。	<b>【B】</b> 1.(2)に従って ご申請ください。
旧規格対応のISMS審査員研修コースの 修了証発行日から5年を超過しての申請 の場合	<b>【C】</b> 1.(3)に従って ご申請ください。	

**(1) 【A】(表1)の場合のご申請**

**① 旧規格でのご登録について**

旧規格での新規登録申請・資格拡大登録申請を受け付けます。

但し、旧規格でのご登録いただいた場合、2025年10月31日までに新規格への移行を完了しなかった場合は、失効となりますのでご注意ください。新規格への移行の手続きは、当センターのホームページに掲載している「ISMS審査員資格のISO/IEC27001:2022への移行手続きのご案内」をご確認ください。

**② 新規格でのご登録について**

2023年4月1日以降、新規格に関する知識を習得の上、その実績を添付いただくことにより、新規格での新規登録・資格拡大登録として申請を受け付けます。新規格に関する知識の習得方法は、「情報セキュリティマネジメントシステム審査員移行申請手続きの手引き (JRCA AI340付属書)」(当センターのホームページに掲載)の2.2項(2)、(3)に従ってご対応をお願いいたします。

(2) 【B】(表1)の場合のご申請

2025年11月1日以降は、新規格での新規登録・資格拡大登録のご申請のみ受け付けます。旧規格でのご申請はできませんので、ご注意ください。新規格でのご申請の際は、新規格に関する知識を習得の上、その実績を添付いただく必要があります。新規格に関する知識の習得方法は、「情報セキュリティマネジメントシステム審査員移行申請手続きの手引き（JRCA AI340 付属書）」（当センターのホームページに掲載）の2.2項(2)、(3)に従ってご対応をお願いいたします。

(3) 【C】(表1)の場合のご申請

旧規格対応の ISMS 審査員コースの修了証が、発行日から 5 年を経過している場合、当該修了証は無効です。但し、新規格対応の JRCA 筆記試験を改めて受験し、合格した試験結果通知書（発行日から 1 年以内有効）とお持ちの修了証を併せて提出いただくことにより、新規格対応の有効な修了証として申請を行うことができます。

新規格対応の JRCA 筆記試験の受験方法は、当センターホームページの「JRCA 筆記試験」のページをご確認ください。

## 2. ISMS内部監査員・ISMS管理技術者に新規登録される方

### 2.1 ISMS審査員資格を保有する方

保有する ISMS 審査員資格が新規格に移行済みの場合は、ISMS 内部監査員・ISMS 管理技術者の研修コースの修了証が旧規格対応のものであっても、新規格での新規登録として申請を受け付けます。ただし、ISMS 内部監査員・ISMS 管理技術者の研修コースの修了証は、「マネジメントシステム内部監査員の資格基準（JRCA IA100）」・「マネジメントシステム管理技術者の資格基準（JRCA ME100）」（当センターのホームページに掲載）のそれぞれ 4.2 項に定める要件を満たしている必要がありますので、ご注意ください。

### 2.2 ISMS審査員資格を保有しない方

表2

	2025年10月31日までの ご申請	2025年11月1日以降の ご申請
旧規格対応の研修コースの修了証(※) 発行日から5年以内の申請の場合	<b>【A】</b> 2.2.(1)に従って ご申請ください。	<b>【B】</b> 2.2.(2)に従って ご申請ください。
旧規格対応の研修コースの修了証(※) 発行日から5年を超過しての申請の場合	<b>【C】</b> 条件により申請可 2.2.(3)に従って ご申請ください。	

※「マネジメントシステム内部監査員の資格基準（JRCA IA100）」・「マネジメントシステム管理技術者の資格基準（JRCA ME100）」（当センターのホームページに掲載）のそれぞれ4.2項に定める要件を満たしている必要があります。

#### (1) 【A】(表2)の場合のご申請

##### ① 旧規格でのご登録について

旧規格での新規登録申請を受け付けます。

但し、旧規格でご登録いただいた場合、2025年10月31日までに新規格への移行を完了しなかった場合は、失効となりますのでご注意ください。新規格への移行の手続きは、当センターのホームページに掲載している「ISMS内部監査員資格／ISMS管理技術者資格のISO/IEC27001:2022への移行手続きのご案内」をご確認ください。

##### ② 新規格でのご登録について

2023年4月1日以降、新規格に関する知識を習得の上、その実績を添付いただくことにより、新規格での新規登録として申請を受け付けます。新規格に関する知識の習得方法は、「ISMS内部監査員資格／ISMS管理技術者資格のISO/IEC27001:2022への移行手続きのご案内」（当センターのホームページに掲載）の2.2項に従ってご対応をお願いいたします。

(2) 【B】(表2)の場合のご申請

2025年11月1日以降は、新規格での新規登録のご申請のみ受け付けます。旧規格でのご申請はできませんので、ご注意ください。新規格でのご申請の際は、新規格に関する知識を習得の上、その実績を添付いただく必要があります。新規格に関する知識の習得方法は、「ISMS内部監査員資格／ISMS管理技術者資格のISO/IEC27001:2022への移行手続きのご案内」（当センターのホームページに掲載）の2.2項に従ってご対応をお願いいたします。

(3) 【C】(表2)の場合のご申請

旧規格対応の研修コースの修了証が、発行日から5年を経過している場合、当該修了証は無効です。但し、修了した研修コースが当センター承認のISMS審査員フォーマル研修コースである場合に限り、新規格対応のJRCA筆記試験を改めて受験し、合格した試験結果通知書（発行日から1年以内有効）とお持ちの修了証を併せて提出いただくことにより、新規格対応の有効な修了証として申請を行うことができます。新規格対応のJRCA筆記試験の受験方法は、当センターホームページの「JRCA筆記試験」のページをご確認ください。

修了した研修コースが当センター承認のISMS審査員フォーマル研修コース以外の場合は、改めて新規格対応の研修コースを修了いただくことにより、新規格での新規登録申請が可能となります。

以上